

○福山市沼隈サンパル条例施行規則

平成17年 1 月31日

規則第66号

改正 平成26年 3 月31日規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市沼隈サンパル条例(平成16年条例第58号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第5条第1項の規定による使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、福山市沼隈サンパル使用許可申請書(以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) ホール 使用予定日(引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下同じ。)の前12月に当たる日から使用予定日の前2週間に当たる日まで(期間の末日が福山市沼隈サンパル(以下「サンパル」という。)の休館日に当たるときは、その翌日以後において休館日でない日まで。以下同じ。)

(2) 練習室、文化教養室、研修室、教室、会議室又は多目的室(以下「諸室」という。) 使用予定日の前6月に当たる日から使用予定日の前2日に当たる日まで

3 前項の規定にかかわらず、諸室をホールとともに使用する場合は、同項第1号に規定する期間とする。

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、福山市沼隈サンパル使用許可書(以下「使用許可書」という。)を当該使用許可に係る申請者に交付するものとする。

(申請の変更又は取消し)

第4条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更又は取消しようとするときは、福山市沼隈サンパル使用許可変更(取消)申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は変更又は取消しの許可をしたときは、福山市沼隈サンパル使用変更(取消)許可書を当該変更又は取消しの許可に係る申請者に交付するものとする。

(使用時間)

第5条 条例別表第2に定める使用時間には、準備、練習、後片付け等に要する時間を含むものとする。

(使用時間の延長)

第6条 使用者は、やむを得ない理由により、使用時間を超えてサンパルの施設で条例別表第2に掲げるもの（以下「施設」という。）又はサンパルの附属設備及び備付けの器具で別表に掲げるもの（以下「附属設備等」という。）を使用する必要があるときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 超過時間の使用料は、前項の承認を受けたときに納付しなければならない。

(附属設備等の使用料)

第7条 附属設備等の使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第8条 条例第7条第2項の規定により、条例別表第2に定める使用料にあつてはその3割相当額以上を使用許可と同時に納入し、当該使用料の残額又は附属設備等の使用料にあつては市長が指定する日までの納入するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第8条の規定により使用料（第2号については、附属設備等の使用料を除く。）を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する額は、当該各号に定める額とする。

(1) サンパルの管理を行う指定管理者が自主事業に使用する場合 使用料の全額

(2) その他市長が相当の理由があると認める場合 その都度市長が定める額

2 条例第8条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、福山市沼隈サンパル使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、前項第1号の規定に該当する場合は、この限りでない。

(使用料の還付)

第10条 条例第9条ただし書の規定により使用料を還付できる場合は、次の各号に掲げるとおりとし、その還付額は、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由によりサンパルの使用ができなくなった場合 既納使用料の全額

(2) ホールの使用者が使用予定日の前1月に当たる日までに使用許可の取消しを申し出た場合 既納使用料の5割相当額

(3) 諸室の使用者が使用予定日の前2週間に当たる日までに使用許可の取消しを申し出

た場合 既納使用料の5割相当額

(4) その他市長が相当の理由があると認めた場合 その都度既納使用料の5割相当額以内において市長が定める額

2 条例第9条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、福山市沼隈サンパル使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(建物等の毀損滅失の届出)

第11条 サンパルの建物又は附属設備等を毀損し、又は滅失した者は、福山市沼隈サンパル建物等毀損滅失届を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第12条 サンパルを管理する職員は、サンパルの管理運営上必要があると認めるときは、使用中の施設に立ち入ることができる。この場合において、使用者はこれを拒否することができない。

(使用の打合せ)

第13条 使用者は、サンパルの使用について、事前にサンパルを管理する職員と利用の方法その他必要な事項を打ち合わせなければならない。

(指定管理者が備えなければならない帳簿)

第14条 条例第19条第4項の規定により指定管理者が備えなければならない帳簿は、次に掲げる書類とする。

- (1) 業務日誌
- (2) 会計簿
- (3) 出勤簿
- (4) 備品台帳
- (5) 申請関係書
- (6) 届出関係書

2 前項各号に掲げる書類は、条例第17条第1項の規定による指定の期間の満了の日(指定管理者の指定が取り消された場合にあつては、当該取消しの日)から5年間保存しなければならない。

(書類の様式)

第15条 使用許可申請書その他のこの規則に規定する書類(前条第1項に規定するものを除く。)は、市長が別に定める様式による。

(指定管理者に係る読替え)

第16条 条例第17条第1項の規定によりサンパルの管理を指定管理者が行う場合にあっては、第2条から第4条までの規定、第6条第1項及び第11条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、サンパルの管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(福山市沼隈サンパル条例施行規則の一部改正)

2 福山市沼隈サンパル条例施行規則(平成17年規則第66号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月31日規則第32号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項及び第3項、第6条、第8条から第10条まで並びに別表の規定は、平成31年4月1日以後のサンパルの使用について適用し、同日前のサンパルの使用については、なお従前の例による。

別表 (第7条関係)

(一部改正〔平成26年規則32号〕)

1 附属設備等使用料

			(単位：円)
	品目	単位	使用料
照明設備	フットライト	1列	510
	ローアホリゾントライト	1列	1,020
	アッパーホリゾントライト	1列	1,020

	ボーダーライト	1列	1,020
	サスペンションライト	1台	200
	フロントサイドスポットライト	1台	200
	シーリングスポットライト	1台	200
	フォロースポットライト	1台	200
	プロセミアムライト	1列	1,020
映写設備	16ミリ映写設備（スクリーン付）	1式	3,600
	プロジェクター	1式	1,020
	スクリーン	1張	1,020
音響設備	音響調整卓（マイク2本付）	1式	3,080
	ワイヤレスセット（マイク1本付）	1式	1,020
	カセット式テープレコーダー	1台	820
	オープン式テープレコーダー	1台	1,020
	レコードプレーヤー	1台	510
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	510
	ミニディスクプレーヤー	1台	510
	ステージスピーカー	1台	610
	ダイナミックマイク	1本	300
	コンデンサーマイク	1本	510
	ワイヤレスマイク	1本	510
舞台関連道具・設備	音響反射板	1式	3,080
	平台	1台	150
	指揮者台	1台	200
	金屏風	1双	1,020
	演台	1式	510
	司会者台	1台	200
	プログラムスタンド	1台	100
	ひもせん	1枚	510
	長座布団	1枚	510
	高座用座布団	1枚	100
	地かすり	1枚	510

	上敷	1枚	100
	人形立	1本	100
	譜面台	1台	100
その他設備	グランドピアノ	1台	5,140
	電子ピアノ	1台	1,020
	持込み電源	1kw	100

備考

- (1) 使用料は、1回当たりの使用料とし、条例別表第2に規定する午前、午後又は夜間の時間区分をもって、それぞれ1回とする。ただし、持込み電源については使用電力量の実績による。
- (2) 使用料には、舞台設備等の組立て及び撤去に係る費用（これらに要する消耗品に係る費用を含む。）を含まない。

2 冷暖房装置使用料

名称	使用区分	単位	金額
諸室（多目的室を除く。）	冷房	1回	基本使用料の3割相当額
	暖房	1回	基本使用料の2割相当額

備考

- (1) この表において、「基本使用料」とは、条例別表第2に規定する時間区分ごとの使用料をいう。
- (2) この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。